平成２３年（フ）第３２５号
千葉県柏市高柳1618番地
債務者　小口佳小里
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３５２号
千葉県柏市東逆井１丁目22番１号
債務者　大河原希望
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３５３号
千葉県柏市中原２丁目12番37―101号
債務者　戸丸　　隆
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３５４号
千葉県柏市中原２丁目12番37―101号
債務者　戸丸　広美
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３５５号
千葉県松戸市古ケ崎181番地
債務者　横倉　孝一
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３６６号
千葉県野田市泉１丁目３番地の15　スプリングハウスＡ101
債務者　松本　真和
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２８号
愛媛県宇和島市別当３丁目７番24号　県営住宅宮の下第２団地
債務者　赤松　権治
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第３３号
愛媛県宇和島市吉田町奥浦甲2920番地
債務者　小西　留美
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第４２号
宮城県大崎市古川駅南３丁目19番地　野田ハイツＢ棟２号、申立時の住所宮城県大崎市古川駅前大通１丁目２番５号
債務者　蘇武　清美
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
北海道勇払郡安平町遠浅703番地84
債務者　南　　香織（旧姓貝澤）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１０２号
宮城県塩竈市玉川１丁目１番17号
債務者　松浦きみ子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３９３号
仙台市宮城野区福田町１丁目６番10―301号
債務者　庄司　慶三
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４２２号
仙台市若林区中倉２丁目６番16号　早坂アパート105
債務者　高澤　　均
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４３２号
仙台市青葉区北山２丁目14番１号
債務者　三浦　　尉
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４９１号
宮城県名取市田高字沢目278番地　県営名取田高住宅238号
債務者　鈴木　章浩
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５０５号
宮城県多賀城市新田字六歳９番地の３
債務者　志賀　和弘
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５３６号
仙台市宮城野区福住町11番地の12　第13新浜荘101
債務者　遠藤　明男
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係